

入札説明書

総合評価一般競争入札案件における説明事項を次のとおり掲載する。

令和7年10月31日

1. 入札に付する事項	(1)	案件名称	大阪市中央卸売市場東部市場じん芥等清掃等業務委託(長期継続契約)
	(2)	履行場所	大阪市東住吉区今林 1－2－68 中央卸売市場東部市場
	(3)	委託概要	市場全域にわたり仕様書並びに発注者の指示に基づき、作業内容を熟知の上、清掃を忠実にを行うとともに、付帯する設備の日常管理等の作業を行う。
	(4)	履行期間	令和8年4月1日～令和11年3月31日
	(5)	受付先	〒546－0001 大阪市東住吉区今林 1－2－68 大阪市中央卸売市場東部市場 水産卸売場棟3階 大阪市中央卸売市場東部市場衛生組合 担当：林・辻田 電話番号 06－6756－3901 F A X 06－6756－3905
当該業務の入札は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第1項及び第2項の規定による低入札価格調査制度を併用した総合評価一般競争入札を適用する。			
2. 日程	(1)	公開日	令和7年10月31日
	(2)	仕様書交付申請期間	令和7年11月4日午後1時～令和7年11月14日午後3時
	(3)	見学会参加申込期間	令和7年11月4日午後1時～令和7年11月14日午後3時
	(4)	見学会指定日通知日	令和7年11月17日
	(5)	入札参加申込期間	令和7年11月28日午後1時～令和7年12月4日午後3時
	(6)	入札参加資格審査結果通知	令和7年12月11日午後3時
	(7)	仕様書質問受付締切	令和7年12月16日午後3時
	(8)	仕様書質問回答	令和7年12月25日午後3時
	(9)	入札日時	公告本文に定める。
3. 入札参加資格	(1)	登録種目	令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品供給等・業務委託）に次の種目で登録されていること。 01 建物等各種施設管理 01：建物等清掃 01 建物等各種施設管理 10：土木施設清掃・除草 01 建物等各種施設管理 11：公園清掃 のいずれかに登録していること。
		必要な許認可（登録）等	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第14条第1項に基づく産業廃棄物収集運搬業（汚泥）の大阪市長による許可を有していること。 ・「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の第12条の2第1項に基づく建築物ねずみ昆虫等防除業の登録を行っていること。
		その他（実績要件等）	・令和2年度以降、市場、工場、遊園地など清掃の形態が中央卸売市場に類似する建物（敷地面積100,000㎡以上、総延床面積50,000㎡以上の建築物）の清掃業務を契約期間1年以上、かつ、敷地・建築物の双方が清掃対象となっており、主な業務としてじん芥の回収・路面散水清掃・側溝清掃・防疫薬剤散布等の仕様書記載の業務について元請履行実績を有していること。 ・本業務を迅速かつ安全に履行できるよう業務関係者に対して業務内容の研修等を行い、業務内容を十分に把握して業務を履行することを誓約できること。
	(2)	①	公告本文に定める入札参加資格をすべて満たすものであること。
		②	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
		③	入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

		④	入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。	
		⑤	入札書提出日において、衛生組合より入札参加除外指定を受けていないこと。	
	(3)	入札参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き改札日現在による。		
	(4)	衛生組合の指定する期限までに、公告本文に定める入札参加資格審査資料（以下「資格審査資料」という。）を提出できること。		
4. 関係会社の参加制限	当該入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの1者（入札案件ごと）しか参加できない。			
	(1)	資本関係		
		以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。		
		①	親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合	
		②	親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合	
	(2)	人的関係		
		以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。		
		①	一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合	
		②	一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合	
		③	一方の会社等の管財人が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合	
	(3)	以下のいずれかに該当する2者の場合		
		①	組合とその組合員	
		②	一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合	
		③	一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合	
		④	一方の会社の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一である場合	
		⑤	一方の会社の大阪市の入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社と同一である場合	
	(4)	その他適正な入札が阻害されると認められる場合		
5. 入札参加申込	(1)	申請書類	ア 入札参加申込書 イ 入札参加資格審査資料一式	
	(2)	交付方法	衛生組合が指定する様式は、ホームページからダウンロードして作成すること。	
	(3)	受付期間	令和7年11月28日午後1時～令和7年12月4日午後3時	
	(4)	受付方法	衛生組合事務局あてに郵送で、一般書留又は簡易書留にて必着とする。	
	(5)	審査結果通知	令和7年12月11日午後3時までにFAXにて通知する。 なお、入札参加資格を認められなかった場合には、その理由を付して通知する。	
6. 入札書及び企画提案書の提出等	(1)	入札書及び企画提案書の提出 一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送にて提出すること。		
	(2)	入札の辞退 入札書提出後の辞退は認めない。		
	(3)	入札予定価格・入札参加者・低入札価格調査基準価格（地方自治法施行令第167条の10第1項の規定による低入札価格調査基準価格をいう。以下同じ。） 落札決定後に入札参加者あてに通知する。		
	(4)	仕様書等の取得方法 取得方法については公告本文に定める。		
	(5)	仕様書等に対する質問 質問、回答の日時、方法については公告本文に定める。		
	(6)	上記(1)～(5)によらない場合は、公告本文に定める。		

7. 入札の方法等	(1)	入札書の提出期間は公告本文に定める。	
	(2)	入札参加者がいない場合は、当該入札を取り止める。	
	(3)	入札参加申込書（様式7）、入札書（様式9）の提出	
		①	入札参加者は、入札参加申込書（以下、「申込書」という）を提出しなければならない。
		②	入札書は、入札金額等必要な事項がすべて記入されたものを有効なものとして取り扱う。
		③	入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。なお、入札参加者が消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかは問わない。
		④	入札書の提出は、入札書提出期限までに完了すること。
		⑤	入札書の提出にあたっては、入札公告で指定した提出先に、提出期限までに郵送にて到着させること。入札書の衛生組合への直接持参は認めない。
		⑥	郵送にかかる費用については、入札結果にかかわらず入札参加者の負担とする。
		⑦	一旦提出された入札書は、訂正、再提出又は撤回をすることはできない。
		⑧	申込書、入札書等は、衛生組合が指定する様式を、ホームページからダウンロードして作成すること。
		⑨	その他詳細は、大阪市中央卸売市場東部市場衛生組合業務委託契約総合評価一般競争入札（政策提案型）実施要領（以下、「実施要領」という）によるものとする。
8. 開札の方法	開札の方法は、衛生組合職員が、郵送された入札用封筒を開封し、入札結果を発表する。開札の立会いは、衛生組合監事が行うものとする。		
9. 再度入札	(1)	開札の結果、落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。	
	(2)	再入札書受付開始予定日時・再入札書受付締切予定日時、開札予定日時及び前回最低入札書記載金額については、「再入札通知書」で通知する。	
10. 入札の無効	(1)	申請書類に虚偽の記載をした者の入札	
	(2)	衛生組合指定の入札書を用いないでした入札	
	(3)	再度入札の場合においては、前回最低入札書記載金額以上でした入札	
	(4)	低入札価格調査制度（地方自治法施行令第167条の10第1項の規定による落札者を決定する制度をいう。以下同じ。）適用案件において、指定する日時までに、低入札価格根拠資料（衛生組合指定様式、以下「根拠資料」という。）を提出しなかった落札候補者がした調査基準価格を下回る価格の入札	
	(5)	4に定める関係会社の参加制限に該当する2者がしたそれぞれの入札	
	(6)	入札書提出日より開札日時までの間において、入札参加者が次の項目に該当する場合	
		①	大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている
		②	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている
11. 落札者の決定及び基準	(1)	予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価の結果、総得点が最も高い者を落札候補者とする。評価にあたっては、公平かつ客観的に行うものとする。ただし、落札候補者の入札金額が、低入札価格調査制度に基づいて決定される低入札価格調査基準価格を下回る場合は低入札価格調査を行う。	
	(2)	基準は添付の企画提案書「評価項目シート」のとおり	
12. 低入札価格調査	(1)	本件は、低入札価格調査制度適用案件であるため、低入札価格調査基準価格(以下「基準価格」という。)に満たない価格で応札した者があった場合は、基準価格に満たない価格で応札した全ての者(以下「調査対象者」という。)を発表する。 ・この項目における予定価格及び基準価格の用語の意義は、法令に基づく予定価格及び基準価格に110分の100を乗じて得た額とする。 ・基準価格の設定方法については、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。 ・基準価格を算定する際の端数については、基準価格が十万元以上の場合は、千円未満の金額を切り捨て、十万円未満一万円以上の場合は、百円未満を切り捨て、一万円未満の場合は、円未満を切り捨てて処理するものとする。	
		(2)	調査対象者は、低入札価格根拠資料(詳細は、別途入札説明書添付の「低入札価格調査根拠資料作成要領」による。)を後日指定された日までに提出しなければならない。(提出先は「1. (5) 受付先」に同じ。)期限までに提出がない場合は、当該調査対象者のした入札は無効とする。

	(3)	提出された低入札価格調査根拠資料について本市より説明を求められた場合は、調査対象者はこれに応じなければならない。応じない場合は、当該調査対象者のした入札は無効とする。
	(4)	低入札価格調査は、調査対象者のうち総得点の最も高い落札候補者について行う。
	(5)	低入札価格調査の結果、落札候補者の入札金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とし、この場合にあつては、次順位の者を新たに落札候補者とし、その者の入札金額が、基準価格を下回る場合は低入札価格調査を行い、以後同様の手続を繰り返す。
	(6)	落札者決定後は、その結果を公表する。
13. 落札の決定日		落札の決定日は公告文で定めるものとする。
14. その他	(1)	低入札価格調査制度を適用する場合は、公告本文に明示する。
	(2)	提出された資格審査資料及び根拠資料等は、入札に関する調査以外に使用しない。
	(3)	契約書作成の要否 要
	(4)	入札手続に障害が発生した場合等、必要と認めるときは当該入札を延期又は中止することがある。
	(5)	仕様書等に対する質問への回答は、衛生組合の責とならない理由により、回答の通知が遅れる場合がある。
	(6)	入札に参加するための費用は、入札参加者の負担とする。
	(7)	入札参加申込書に虚偽の記載を行った者による入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合は、落札決定を取り消す。
	(8)	落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
	(9)	契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
	(10)	この公告に定めのない事項については、関係法令の他、実施要領等の定めるところによる。